

# 議事日程 (第5号)

令和7年12月12日(金曜日) 午前10時開議

(開議)

## ○ 諸報告

- 1 発言の訂正について
- 2 総務財政委員会の所管事務調査の報告について
- 3 請願・陳情の付託について

- 第1 議案第144号 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 第2 議案第145号 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第146号 北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第4 議案第147号 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 第5 議案第148号 北九州市旅費条例の一部改正について
- 第6 議案第149号 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第150号 北九州市保健所及び保健センター条例の一部改正について
- 第8 議案第151号 児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第9 議案第152号 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第153号 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第154号 北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正について
- 第12 議案第155号 北九州市火災予防条例の一部改正について
- 第13 議案第156号 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について
- 第14 議案第157号 北九州市モーターボート競走実施条例の一部改正について
- 第15 議案第158号 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について
- 第16 議案第159号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第160号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第161号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第19 議案第162号 若戸大橋(吊橋部)橋梁補修工事(6-2)請負契約の一部変更について

- 第20 議案第163号 若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7-1）請負契約締結について
- 第21 議案第164号 公有水面埋立てによる土地確認について
- 第22 議案第165号 町の区域の変更について
- 第23 議案第166号 当せん金付証券の発売について
- 第24 議案第167号 市道路線の認定及び廃止について
- 第25 議案第168号 市有地の処分について
- 第26 議案第169号 芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する協議について
- 第27 議案第170号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立男女共同参画センター）
- 第28 議案第171号 指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）
- ）
- ）
- 第34 議案第177号
- 第35 議案第178号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立到津ひまわり学園等）
- 第36 議案第179号 指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）
- ）
- ）
- 第39 議案第182号
- 第40 議案第183号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市旧九州鉄道本社）
- 第41 議案第184号 指定管理者の指定について（北九州市立思永中学校温水プール）
- 第42 議案第185号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）
- 第43 議案第186号 令和7年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第44 議案第187号 令和7年度北九州市渡船特別会計補正予算（第1号）
- 第45 議案第188号 令和7年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第1号）
- 第46 議案第189号 令和7年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第47 議案第190号 令和7年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第48 議案第191号 令和7年度北九州市交通事業会計補正予算（第1号）
- 第49 議案第192号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第5号）
- 第50 議案第193号 北九州市土地利用審査会委員の任命について
- 第51 議員提出議案第40号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書について
- 第52 議員提出議案第41号 重点支援地方交付金において地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書について
- 第53 議員提出議案第42号 軽費老人ホームA型の建替え等に係る財政的支援等を求める意見書について
- 第54 議員提出議案第43号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書について
- 第55 議員提出議案第44号 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書について

- 第56 議員提出議案 上下水道施設更新と強靱化のための抜本的財政支援を求める意見書について  
第 45 号
- 第57 議員提出議案 核兵器禁止条約への将来的な署名、批准を見据えた環境整備を進めること等を求める意見書について  
第 46 号
- 第58 議員提出議案 国民健康保険制度への財政支援の抜本的拡充を求める意見書について  
第 47 号
- 第59 議員提出議案 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書について  
第 48 号
- 第60 議員提出議案 日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書について  
第 49 号
- 第61 議員提出議案 非核三原則の法制化と核兵器使用を許さない国際秩序の構築を求める意見書について  
第 50 号
- 第62 議員提出議案 軍事費の削減と暮らし優先の予算への大幅な転換を求める意見書について  
第 51 号
- 第63 請願の取り下げについて
- 第64 請願・陳情の継続審査について
- 第65 所管事務の継続調査について
- 第66 議員の派遣について
- 第67 会議録署名議員の指名

(閉 会)

## 会議に付した事件

- 日程第 1 議案第144号から
- 日程第49 議案第192号まで
- 追加日程 議員提出議案第39号
- 日程第50 議案第193号
- 日程第51 議員提出議案第40号から
- 日程第62 議員提出議案第51号まで
- 日程第63 請願の取り下げについて
- 日程第64 請願・陳情の継続審査について
- 日程第65 所管事務の継続調査について
- 日程第66 議員の派遣について
- 日程第67 会議録署名議員の指名

## 出席議員 (57人)

1番	菊	地	公	平	2番	佐	藤	栄	作
3番	上	野	照	弘	4番	吉	村	太	志
5番	田	仲	常	郎	6番	宮	崎	吉	輝
7番	中	村	義	雄	8番	鷹	木	研	一 郎
9番	戸	町	武	弘	10番	香	月	耕	治
11番	片	山		尹	12番	村	上	幸	一
13番	日	野	雄	二	14番	吉	田	幸	正
15番	西	田		一	16番	田	中		元
17番	金	子	秀	一	18番	廣	田	信	也
19番	立	山	幸	子	20番	た	か	の	久 仁 子
21番	小	松	み	さ	22番	富	士	川	厚 子
23番	渡	辺	修	一	24番	中	島	隆	治
25番	松	岡	裕	一 郎	26番	木	畑	広	宣
27番	村	上	直	樹	28番	成	重	正	丈
29番	岡	本	義	之	30番	三	宅	ま	ゆ み
31番	森	本	由	美	32番	大	久	保	無 我
33番	小	宮	け	い	34番	森		結	実 子
35番	泉		日	出	36番	中	村	じ	ゆ ん 子
37番	山	崎	英	樹	38番	山	田	大	輔
39番	宇	都 宮		亮	40番	永	井		佑
41番	伊	藤	淳	一	42番	宇	土	浩	一 郎
43番	高	橋		都	44番	山	内	涼	成
45番	荒	川		徹	46番	大	石	正	信
47番	伊	崎	大	義	48番	本	田	一	郎
49番	奥	村	直	樹	50番	井	上	し	ん ご
51番	柳	井		誠	52番	村	上	さ	と こ
53番	小	宮	良	彦	54番	小	金	丸	か ず よ し
55番	松	尾	和	也	56番	有	田	絵	里
57番	井	上	純	子					

## 欠席議員 (0人)

## 説明のために出席した者の職氏名

市長	武内和久	副市長	江口哲郎
副市長	片山憲一	副市長	大庭千賀子
会計室長	中村彰雄	危機管理監	柏井宏之
技術監理局長	尊田利文	政策局長	小杉繁樹
総務市民局長	三浦隆宏	財政・変革局長	武田信一
保健福祉局長	武藤朋美	子ども家庭局長	小林亮介
環境局長	木下孝則	産業経済局長	柴田泰平
都市ブランド 創造局長	小笠原圭子	都市戦略局長	小野勝也
都市整備局長	持山泰生	港湾空港局長	倉富樹一郎
消防局長	岸本孝司	上下水道局長	廣中忠孝
交通局長	白石基	公営競技局長	春日伸一
教育長	太田清治	行政委員会 事務局長	兼尾明利

## 職務のために出席した事務局職員の職氏名

事務局長	天本克己	次長	檜木野裕
議事課長	木村貴治		ほか関係職員

## 午前10時00分開議

○議長（中村義雄君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程に入る前に、諸報告をいたします。

市長から、12月8日の会議における発言の一部について訂正の申出がありましたので、議長においてこれを許可いたしました。

次に、総務財政委員会から、お手元配付のとおり所管事務調査の報告がっております。

次に、請願3件及び陳情17件を所管の常任委員会にそれぞれ付託いたしました。

以上、報告いたします。

日程第1 議案第144号から、日程第49 議案第192号までの49件を一括して議題といたします。

各常任委員会での審査の経過及び結果について報告を求めます。

まず、総務財政委員長、12番 村上議員。

○12番（村上幸一君）総務財政委員会に付託されました議案11件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第145号について委員から、スーパーフレックス制度などの、より柔軟な働き方について引き続き検討されたい。

フレックスタイム制の利用に当たっては、直前の申請を認めるなど、利用しやすい制度を検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第145号から149号まで、164号から166号まで、170号及び185号のうち所管分の以上10件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第144号については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、経済港湾委員長、23番 渡辺議員。

○23番（渡辺修一君）経済港湾委員会に付託されました議案5件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第157号について委員から、一律300円の有料遊具施設の入場料について、子育て世帯の利用や将来を見据えた利用促進のため、無料チケットの配布などを検討されたい等の意見がありました。

次に、議案第168号について委員から、市有地売却後の工場建設に伴い、環境保全対策を万全に講じられたい等の意見がありました。

次に、議案第185号のうち所管分について委員から、企業立地促進補助金について、具体的な情報開示が難しいことは理解するが、企業の雇用状況や投資効果等については、今後より透明化できるよう検討されたい等の意見がありました。

次に、議案第192号のうち所管分について委員から、プレミアム付商品券について、できる限り事務費を削減するとともに、より多くの市民が購入できるよう、上限額の設定などを検討されたい。

市民限定の購入枠を設けるなど、物価高騰に苦しむ市民が優先的に恩恵を受けられるような仕組みを検討されたい。

情報が届きにくい層にも周知できるよう、市民目線に立った効果的な広報戦略を検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第157号、168号、185号のうち所管分及び187号の以上4件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第192号のうち所管分については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、都市ブランド教育委員長、43番 高橋議員。

○43番（高橋都君）都市ブランド教育委員会に付託されました議案8件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第152号について委員から、観光施設の利用料金改定等について質疑があり、当局から、料金改定で得た財源を施設の多言語対応、体験プログラムの充実、老朽化対応等に充て、施設のさらなる魅力向上につなげてまいりたい等の答弁がありました。

なお、委員から、観光施設の利用料改定によって得られた収入増については、指定管理者にも還元されるよう努められたい。

観光施設の利用料について、子供料金がかかることで市民が施設利用をちゅうちょしないよう、子供料金の無料化を検討されたい等の意見がありました。

次に、議案第159号について委員から、有償ボランティアの方々についても待遇改善の不公平感を感じないよう対応を検討されたい等の意見がありました。

次に、議案第184号について委員から、思永中学校温水プールについて、時間や場所を区切るなどして子供たちが気兼ねなく遊べる環境を確保されたい。

指定管理者の選定に当たり、現在の市の方針と併せて、エンターテインメントの要素を含めるなど大きな方向性を示されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第152号、158号から161号まで、183号及び185号のうち所管分については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第184号については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、保健福祉子ども委員長、17番 金子議員。

○17番（金子秀一君）保健福祉子ども委員会に付託されました議案18件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第171号について委員から、北九州市立特別養護老人ホームかざし園を市が保有し続ける理由等についての質疑があり、当局から、民営化の必要性については十分認識しているが、本施設が市立門司病院との合築により整備され、施設の構造上、切り離して考えることができないため、かざし園の民営化を検討するに当たっては、市立門司病院の状況を踏まえる必要がある等の答弁がありました。

なお、委員から、民間への売却や譲渡の方法について引き続き検討されたい等の意見がありました。

次に、議案第179号から181号までについて委員から、指定管理の保育所について、ICTの活用が進むよう支援及び指導を行われたい等の意見がありました。

次に、議案第185号のうち所管分について委員から、物価高の影響を受ける方へ支援が届くよう幅広く広報されたい。

子ども食堂を運営する地域の方の責任感や善意を十分に酌み取った上で運営に協力されたい等の意見がありました。

次に、議案第192号のうち所管分について委員から、国の重点支援地方交付金の残額の使途等について質疑があり、当局から、現時点では方針を決定しておらず、県の状況を見ながら今後検討してまいりたい等の答弁がありました。

なお、委員から、不公平感をなくすため、非課税世帯だけではなく、幅広い方を対象にした方策を検討されたい。

受験生や妊婦の方を対象としたインフルエンザ予防接種の補助を検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第150号、151号、171号から182号まで、185号のうち所管分、186号、190号及び192号のうち所管分については、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、環境水道防災委員長、13番 日野議員。

○13番（日野雄二君）環境水道防災委員会に付託されました議案3件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第155号について委員から、火気の取扱いに関する規定については、市民の安全確保のため、時代や市民ニーズの変化に合わせて、今後も実効性のあるものへ見直しを継続されたいとの意見がありました。

次に、議案第185号のうち所管分について委員から、本城資源化センターの建て替えにおける汚染土壌対策に当たっては、将来的な問題の発生を未然に防ぐため、適正な処理と適切な対応を徹底されたいとの意見がありました。

以上の経過で、議案第155号、169号及び185号のうち所管分については、いずれも全員賛成

で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、都市戦略整備委員長、34番 森議員。

○34番（森結実子君）都市戦略整備委員会に付託されました議案10件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第153号及び154号について委員から、指定管理者への権限移譲に伴うイベント出店者等への公平性の確保等について質疑があり、当局から、指定管理者である事業者と日頃からしっかりとコミュニケーションを取り、市の考えや規定を理解していただくことで、公平性の確保に努めてまいりたい等の答弁がありました。

なお、委員から、市民が納得できるよう管理業務における透明性、公平性を担保できるような仕組みを構築されたい。

文化財を管理する指定管理者が行う飲食などの自主事業について、他局所管の施設にも参考となるよう、引き続き幅広く取り組まれたい等の意見がありました。

次に、議案第156号について委員から、市営バス事業の取組について、ほかに移動手段がない、いわゆる交通弱者が利用していることを踏まえ、今後も利便性を追求されたい。

運転者の確保について、若い世代を正規職員として採用することや、1勤務当たりの拘束時間の大幅な短縮など大胆な改革も視野に入れて取り組まれたい。

運賃改定は、利用者にとって大きな負担となるため、減便の解消や新規路線の増便、こどもミライ割や、ふれあい定期70の新設について、利用者に丁寧に説明されたい等の意見がありました。

次に、議案第185号のうち所管分について委員から、災害における被災者に対して部局横断で対応できるよう、統一した相談窓口の設置を検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第153号、154号、156号、162号、163号、167号、185号のうち所管分、188号、189号及び191号の以上10件につきましては、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）ただいまの各委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

ただいまから討論に入ります。50番 井上議員。

○50番（井上しんご君）私は、議案第152号、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の提案は、小倉城や旧九州鉄道本社入館料などの入場料を引き上げ、市外居住者へは割

増しの料金を請求する内容です。小倉城では、これまでの大人350円を大人、市内居住者が400円、大人、市外居住者が500円、子供は100円から150円への引上げです。確かに物価高騰や人件費の引上げの昨今、料金改定で値上げするのも理解できます。市は、値上げによる料金収入の増大を見込んで、指定管理料の引下げについて指定管理者と協議するとしていますが、今回の料金引上げが小倉城で働く職員の方の人件費の引上げや資材高騰の中での適正な維持管理の費用にしっかりと充当すべきです。

今回の料金改定が給与の引上げや必要なスタッフの補充、場内の草刈り、お客様をお迎えするバス駐車場の対応の充実、子供たちがわくわくするアトラクションや大人たちの知的欲求を満足する展示充実に充てられることを願うものです。

今回の引上げでは子供たちの料金も値上げしています。市は、夏休みなどにこども文化パスポート事業を行い、市や近郊の市町村の子供たちは無料で小倉城を含めた市の施設を利用、体験できます。九州国立博物館は、常設展は高校生以下無料で、一般、大人2,000円ほどする特別展も小・中学生は無料の展示が多く、先月終了した法然展もそうでした。子供たちに本物の文化芸術に触れてもらいたいとの考えから、子供たちからはお金を取らないとするのが海外も含めた美術館や博物館の流れです。これまで市が市内に限らず近隣市町村の子供たちを実質無料にしてきた流れに逆行するような提案であり、国立博物館同様、小倉城や鉄道記念館も子供0円とするべきです。

最後に、今回の提案には市内居住者と市外居住者との料金の差をつけているのが気になります。これまで北九州市立の施設では、市内、市外を分け隔てることなく同じ料金でした。それが今回、市民とそれ以外とを分け、市外、県外から交通費をかけて我が市を選んで来られたお客様や、福岡市や下関、別府など近隣都市と比べて、コロナ前と比べて本市がインバウンド需要の復活に苦戦する中、それでも我が市を選んで来てくれたありがたい海外のお客様に差をつけて料金をいただくのに私は抵抗があります。確かに円安で、物価の高い海外の方からすれば、100円の違いはそれほど痛いものではなく、市の収入増も僅かですが、違いを設けることが市の収入増以上に北九州市の都市の風格、ブランドを揺るがすものではないかと危惧しています。

私も県外のお城や博物館に行きますが、これまでの本市のように市内、市外同じ料金のところもあれば、市外を高くしている自治体もあります。僅か数百円かもしれませんが、私は少し残念な気持ちになります。その自治体の市県民税は払っていないからと理解しますが、多少高くても、わざわざこれを見に来るとるんだから払うだろうと区別され、足元を見られている感じを受けます。受け止め方の問題ですが、仮に分けるとしても、小倉城の料金は大人350円から500円に引き上げる、ただし、市内居住者を証明するものがあれば市民割として100円安くしますよ的な残念な気持ちを抑え、お得感を出すような表現にしてほしいと思います。

本市は今まで市外、市内を分け隔てることなく太っ腹な対応をずっとしてきました。私は、

そんな北九州市が好きでした。よそ者に優しい町北九州市、私もよそ者でしたが、分け隔てなく本当に北九州の方によくしてもらいました。人情の町北九州市、これが本市の最も大切な都市ブランドではないでしょうか。市は、市民センターでも市外、市内を分けていると言いますが、地元の人々の利用を前提とした施設と観光客の方の利用を想定した施設とはその意味が違います。

市長は、あるインタビューで北九州はどんな町ですかと問われ、人情の町だと答えていました。私も同感です。であるならば、たとえ分けることを他都市がしていても、本市では流さずにやるのも大切です。確かに、周りを見ると市民でない、国民でない者から余計に料金を取ることが広がりつつあります。その発想は、税金を負担していないから、市民や国民は税金を払っているから安くして当然、市民でない者や外国人は税負担をしていないから、その分負担を求めるという考えです。

トランプ大統領は、世界自然遺産のグランドキャニオンの外国人観光客に100ドルもの追加料金を課すと発表しました。また、姫路城はこれまでの料金から市内1,000円、市外2,500円もの料金に大幅に引き上げています。グランドキャニオンや姫路城など世界のすばらしい景観や建築は、その国のそこの住民だけのものでしょうか。その自治体や国が好きにどうこうできるものでしょうか。そうしたことなく、人類の共通の財産、地球のすばらしい景観を守るために、世界遺産という哲学や考えが始まっています。

確かに、私は姫路市の市民税を払っていませんが、国宝や文化財に対しては国にも税金を払っています。国宝姫路城は姫路市民だけが守っているものではありません。小倉城も鉄道記念館もそうです。大規模改修などの際には国からも予算がついています。つまり、姫路城も小倉城も市の宝であると同時に国の宝、世界の宝でもあると言えるのではないのでしょうか。

私は、たとえトランプ大統領や姫路市がやったとしても、その潮流に乗らずに、本市独自の価値観、映画無法松の一生に描かれた他人のために尽くす人情の伝統を守るために、血がつながっているかないか、市民かどうか、日本人かどうかではなく、みんなこの北九州市を愛する者として、分け隔てなく接することができる北九州市となることを求め、討論を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

各委員長から報告のありました議案49件のうち、まず、議案第145号から151号まで、153号から183号まで、185号から191号までの45件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも原案可決でございます。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、議案45件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第152号について採決いたします。委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第192号について採決いたします。各委員長の報告は、原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号及び184号の2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、お手元配付の議員提出議案第39号のとおり、令和7年度北九州市一般会計補正予算(第5号)に対する付帯決議が提出されております。

お諮りいたします。ここで議員提出議案第39号を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

議員提出議案第39号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。16番 田中議員。

**○16番(田中元君)** ただいま議題となりました議員提出議案第39号、令和7年度北九州市一般会計補正予算(第5号)に対する付帯決議について提案理由を申し上げます。

本議案は、重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける市民生活を支援するため、住民税非課税世帯への仮称北九州市暮らし応援手当などを実施するものであり、市民への迅速な支援の必要性を鑑みて、これは了承いたします。しかしながら、本議案の審議においては、物価高騰の影響は住民税非課税世帯に限らず、全ての市民に及んでいることなどの共通した問題提起が会派を超えてなされました。よって、本市議会は、本議案を可決するに当たり、今後交付が見込まれる残余の重点支援地方交付金の使途の検討及び新たな予算編成の際に、住民税非課税世帯に限定せず、幅広い市民へ支援が届く事業を検討し、その検討状況を市議会に

報告すること、事務経費の抑制に努め、交付金などが可能な限り市民への直接的な支援に充当されるよう、効率的かつ公平性の高い支援手法を積極的に検討することなどを強く求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、皆様方の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君）ただいまから質疑に入ります。57番 井上議員。

○57番（井上純子君）変革と成長の井上純子です。

たった今、北九州市における物価高騰対策方針につきまして、課税世帯が排除される現金給付予算案が圧倒的な多数で可決されました。反対したのは、私と日本維新の会たった3名という結果でありました。

今回、本市の物価高騰対策予算案の原資は、国がおこめ券予算を含めた国民1人当たり1万3,000円を支援しようと、重点支援地方交付金によるものでありました。国としては、自治体の負担感を少なくしようと自治体が幅広い推奨メニューから選択できることから、結果として自治体の判断によって、同じ国民であっても住む町によって、幅広く支援される町と、日々納税する市民が排除される町と税の還元で格差が生まれ、北九州市は後者となりました。これについて、国会では中低所得者の支援が少ないと指摘する声や、また、働く納税者の手取りを増やすと掲げる国政政党の市議の皆様までも、北九州市の納税スポンサーである課税世帯を排除した現金給付案に賛成したこと、残念でなりません。

今回、市民から寄せられる声は、稼げる町を目指すのに、稼ぐと損をする町、本気で引っ越しを考えている、自治体の権力で税金の還元を止めないでと強い憤りの声です。

私は、議員として少数であっても市民の思いを届けていると今でも確信を持っています。今回、自民党会派の皆様から提出された附帯決議案、これまで私が指摘した高額な経費率や非課税世帯に限定する支援対象の偏りについて盛り込まれております。まずは共感いただいたことには感謝したいと思います。しかし、議案には賛成する行動の矛盾には全く理解ができません。

そこで、附帯決議案の内容について伺います。

1点目に、物価高騰の影響が全市民に影響することを踏まえ、今回の予算方針が不十分、不公平、経費が高いことを批判しつつ、予算案に賛成しています。この理由について説明を求めます。

2点目に、今回予算化されていない残りの重点支援地方交付金について、幅広い支援策を求める内容となっておりますが、市は事業者支援の方針のみを示し、財源としては厳しい可能性があります。何を根拠に幅広い支援を確約されると認識しているのか、この以上2点質問いたします。

○議長（中村義雄君）16番 田中議員。

○16番（田中元君）御質問ありがとうございます。

本年10月21日に高市内閣が発足してから約50日、高市総理が一生懸命に政策の実現に取り組んでおられる姿勢は、我々国民にしっかり届いております。まさに働いて働いて働いてという言葉どおり、11月21日には総合経済対策が閣議決定され、そして、昨日補正予算案が衆議院を通過いたしました。重点支援地方交付金を従来の330%以上に増額するなど、国民生活を守るための思い切った補正予算を編成していただいたことに心より感謝を申し上げます。

今回、何よりも求められているのはスピードであります。全国的にはまだ検討中の市町村が多い中、本市におかれましては、福岡市と並んで迅速に補正予算案を取りまとめていただきました。執行部の皆様の御尽力にも感謝を申し上げます。

一方で、今回の支援策のメニュー選定に当たっては、地方自治体に選択の余地があることから、連日テレビなどでもその内容や在り方について報道されるなど、国民の関心が非常に高いテーマでもあります。そういった観点から申しますと、先日の一般質問及び質疑において、会派を超えて複数の議員から御意見があったとおり、支援の対象から漏れている層への配慮、事務経費を抑制した効率的かつ公平性の高い支援手法を求める声、そして、中小企業・小規模事業者向けの支援がまだ打ち出されていないことなど、内容にまだまだ不十分な点もございます。

しかしながら、我々自由民主党・無所属の会といたしましては、この物価高で苦しんでおられる国民、市民の皆様に対して、まずは迅速にこの支援を届けることこそが今最も重要な使命であると捉え、本議案に賛成するものであります。幸い、重点支援地方交付金につきましては、約32億円の残余が見込まれております。今後、本議会において指摘のあった内容を十分踏まえ、残りの支援策を検討していただきたい、そのような思いから附帯決議案を提案するものであります。以上です。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）2点目、何を根拠にこの支援が確約されると思っているのかという質問でよろしかったでしょうか。お答えしたいと思っております。

私は、今現状のこの市議会の中で非常に懸念していることがございます。例えば、ちょっとこういう事例がございました。

令和6年11月20日、当時門司港の遺構を解体するか否かの決断を迫られていたとき、日本イコモスの副委員長の溝口教授、そして、遺構取り壊し反対を叫ぶ市民団体3名、それぞれと時間をずらして市長がお会いしております。初めて市の幹部、当時は副市長とのアポイントということで直接思いを伝えられるといらしたそうで、そしたら、突然市長がお話を聞きますと会議室に入ってこられて、それぞれの意見を伺ったと。その際、市長は意見は伺いましたという以外の言葉は特に発していなかったとは伺っております。そして、会談後、お会いしたことは誰にも言わないでくださいと言われ、帰途に就きました。そして、その後ぶら下がり会見で、

門司港の遺構を一部保存して取り壊すという方針と、翌日記者会見を開くということになり、この反対派の意見は伺いました。一部保存して、残りは取り壊すというふうなことで発表されました。当日面会した後、すぐにこの発表を準備していたということ、そして、同時刻に開催されている遺構保存に関する会議と同じ時間に合わせるように記者会見をしたこと、市民団体の方は、本当にだまされた、悔しくて涙が出る、生まれて初めてこの町を出ていこうかと思ったとおっしゃっておりました。

市長の話を書くというのが、意見を伺う対話という形ではなくて、物理的に話を聞くという行為だったのです。このように市長は、自分と意見の合わない人、反対する人に対して非常に苛烈な仕打ちをしております。市職員の人事も同様かと思っております。おかげで誰も反対できなくなっていると感じております。

事ほどさように、今北九州市議会でも同じことが起きていると思っております。議会との対話を通じて検討してまいりますとよくおっしゃいます。ただ、実際に議会に諮られるときには、もう既に決められた議案に我々がマルかバツをつけるという作業のみで、一部修正してほしいであるとか、もう少し検討してくれという意見はほとんど通りません。まさしく議会の意見を聞いたという行為、儀式にすぎないと感じています。

私も、前議会で北九州空港の新戦略をつくるべきと言ったら、意見として受け止めますという回答でした。今議会でも附帯決議に基づき食の専門部署を検討したかと伺いましたが、新組織は作りませんという回答でした。議会の賛成多数で可決した附帯決議の内容ですら、検討には値しないものと切り捨てられているのが現状だと思っております。まさに、御意見は伺いましたという対応です。

今回の附帯決議を提出するに当たり、何を言っても無駄だからやめろとか、議会と執行部の対立をあおるなという意見もございました。それでも私たちは市議会議員です。それぞれの後ろに思いを寄せてくれた市民の存在がおります。その姿は見えないかもしれませんが、ここで我々に発言しないという選択肢はございません。沈黙は議員としての死を意味していると思っております。そういった覚悟を持って今回提出させていただきました。

井上議員がおっしゃるように、何を根拠にその支援が確約されると思うかという質問でございしますが、確約されるかどうかは、市執行部次第でございします。ただ、それについてしっかりとした意見を上げていく、そして、それをしっかりと議場に議会として記録を残していく、この行為が大事だと考えているからこそ、今回声を上げさせていただいたと御理解いただきたいと思います。以上でございします。

○議長（中村義雄君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）もうまさに菊地議員の愚痴とも言えるような悔しい思いが十分に伝わりました。まさにそうですね。すしの都もそう、ミュージアムツアーもそう、今までの附帯決議が出されて効果がなかったこと、皆様も実感があると思います。

田中議員がスピードを持って迅速に今回支援をしようと言いますが、課税世帯は、働いて働いて働く課税世帯にはどんなに待っても現金給付がこの予算案ではないんです。ですから、何を迅速だったらいいか、そもそもの予算案がどうなのかを審議することが私たちの責務であると思っています。

今おっしゃられたように、十分な審議ができない、おっしゃるとおりだと思います。我々北九州市議会の会期はほかの地方議会と比べても日程が早いんです。まだまだ年末に向けて臨時会を開く自治体もあります。ですから、我々は今回、否決することが十分にできたわけです。物を言うだけが議会ではありません。私は、少数会派として少しでも言葉を残していこうという努力をします。しかし、自民党会派の皆様は、最大会派として議案を止めることができるわけです。これまで附帯決議をどれだけ出しても効果がなかったと嘆くのではなく、なぜ反対をしないのか、そして、十分な審議時間がないのであれば、なぜ一度止めて臨時会を開くという選択を取らないのか、これについてお答えください。

○議長（中村義雄君）16番 田中議員。

○16番（田中元君）まず、記者会見でも市長がおっしゃられましたように、迅速に支援を届けようになりたいという思いをまずは尊重したいと思っています。

そして、先ほどお話がありましたように、会期延長や今後の臨時議会などといった、いたずらに時間をかけるよりも、最低限度、最低限の内容は満たしていると確認した上で、何よりも迅速に支援を届けることを重視したという思いであります。以上です。

○議長（中村義雄君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）説明ありがとうございます。いたずらに会期日程を延ばすものではないと言いますが、まだまだほかの自治体では、議案が今から審議されて年内に予算化を目指す自治体もあります。我々年末まで働いて働いて働く、市民のために働くのが我々市議会議員の務めではないですか。取りあえず、スピード感があるから非課税世帯に取りあえず渡そうと、この1万円が正しいかどうか、財源も限られているわけです。この財源をじゃあ非課税世帯、課税世帯に割り振るとき、本当に課税世帯が、例えば福岡市だったら下水道減免をしようと思えば、1人当たり1万円ではないわけですよね。多くの市民に振り分けようと思ったら、金額も下がってくるわけです。ですから、取りあえず1万円を非課税世帯に配っておけばいいという考え、これは浅はかではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）おっしゃるとおり、まだ時間をかけて審議するべきという御意見は非常に私も理解するところではございます。ただし、先ほどおっしゃったこととほとんど同じことになるのかもしれないんですが、じゃあこの会期を延ばしたから、じゃあこの内容が本当にすぐ変わるのか、反映していただけるのか、そっちの確約もないというのが正直なところでございます。であれば、まずは国民が今求めている、市民が求めている最低限の部分にはまずお届

けをして、残り32億円ございます。こちらについて改めてその残された方々にしっかりと支援していく方法を、道筋を考えていくというのが我々の責任だと判断いたしました。以上でございます。

○議長（中村義雄君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）我々は二元代表制として、議案の提出は市長にしかありません。それを賛成や反対し、納得いくまで反対する、これも議会の二元代表制として私たちは一番市民に近い政治家です。57人もいます。市民の声を一番反映した議案、予算方針で可決すべき、そして、この附帯決議には意味がないと私は断言いたします。以上、終わります。

○議長（中村義雄君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第39号については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）日本維新の会の有田絵里です。日本維新の会会派を代表し、令和7年度一般会計補正予算（第5号）に対する自民党・無所属の会が提出されました附帯決議案に対し反対の立場から討論をいたします。

まずもって、この附帯決議案に係る重点支援地方交付金の議案、各家庭に届くはずだった、いわゆるおこめ券の北九州市での使い道について、一部の人たちに偏る支援策が可決されたことに対して残念な気持ちでいっぱいです。私と同様の質問をされていた共産党の皆さんですら賛成に回ってしまったということで、こちらも驚きが隠せません。

高市早苗首相が11月21日に発表されました物価高対策について触れたいと思っております。重点支援地方交付金を拡充し、1世帯当たり約1万円、また、別途1人当たり3,000円の加算分を皆さんに支援したいという、国として準備したという明確なメッセージが示されました。例えば、私ですと4人家族です。この支援策に照らし合わせれば、約2万2,000円ほどの還元があるんだと率直に助かるなと感じ、期待を寄せました。市民の皆様もきっと同じ気持ちだったはずです。どれくらい戻ってくるのかな、うちにも少しは還元があるのかな、そんな思いでこの北九州市の補正予算の行方を市民の皆様は見守ってこられたと思っております。

今朝ぎりぎりまで市民の皆様から、本当にこのままこの支援策で進むんですか、私たちは納得いきませんとお怒りの声をいただいております。しかも、ここにいらっしゃる多くの議員の皆様にはそういった声が届いている、先日の質問を聞いてもそう思っております。

市長は、予算権を持つ立場として、今回の案を多くの可能性の中から選び、決断をされたこと、その背景の思いなども丁寧に御答弁いただきました。その思いや姿勢を受け止める、そして、議論すること、これは当然必要です。しかし、同時に私たち57名は本当にこれが今の北九

州市にとって最善の支援策となっているのか、その1点を厳しくチェックする責任がありません。

議員とは、市民の声を行政に届ける代弁者であり、予算や条例を監視するチェック機能そのものです。ところが、今回自民党・無所属の会の皆様の提出の附帯決議案を拝見すると、そこには支援の対象が限定的で不公平である、ボーダーライン層への配慮が足りない、事務経費が22%と過大で、市民に届く額が減ってしまう、審議時間が不十分と、ほとんど反対理由と言える内容が並んでいます。にもかかわらず、結論は議案に賛成、果たしてこれは本当に議会のチェック機能を果たしたと言えるのでしょうか。特に、最大会派である、今回この附帯決議案についての提案者である自民党・無所属の会の皆様、ここまで疑問を呈されるのであれば、附帯決議という要望の確約もない、強制力もないものを出すのではなく、止めるべきと堂々と反対の立場に立つべきだったのではないのでしょうか。

そして、会派の中には、国政政党所属の方がたくさんいらっしゃいます。議員の皆様、特に国政では働く人たち、課税世帯の人たちを応援するような政策を多く訴えてこられたはずで、だからこそ、この内容で多くの課税世帯の人たちにどのように説明責任を果たされるのでしょうか。国政では、自民党の高市早苗首相を中心に、一人でも多くの国民に支援を届けたいという思いで予算が組まれました。

私たち地方議会は、その思いを実際に市民に届ける最後の担い手です。ならば、最大会派である自民党・無所属の会の皆さんこそ、この北九州市に配分された交付金が本当にこの国の思いに沿って使われているのか、誰よりも厳しくチェックするべきだったのではないのでしょうか。附帯決議でぼかすのではなく、議案の中身そのものに真正面から向き合い、賛成なのか反対なのかを明確にすることこそ、市民への誠実な説明責任があると思います。

附帯決議には法的拘束力はありません。先ほど菊地議員がおっしゃったとおりだと思います。改善を求めると書いても、政策が変わる保証はどこにもありません。それにもかかわらず、重大な問題点を列挙しながら、賛成のための道具として附帯決議を使うのであれば、議会としての責任の取り方を誤っていると思います。高市首相の姿勢に倣って、市民のために働いて働いてとするならば、この会期を延長してでも市民の意見を反映するような議論をするべきだったのではないのでしょうか。

日本維新の会会派は、単に反対するために反対するわけではありません。私たちは、行政コストを削減して、1円でも多く市民の皆様に戻元すること、支援から漏れる人をつくらない仕組みであること、公平で迅速で分かりやすい支援であること、この3つを大切にしながら、次期の交付金の活用についても、よりよい在り方、そういったものを先日の質問の中でも示してきたと思っております。曖昧な附帯決議で責任をぼかすのではなく、議会は覚悟を持って市民にとって最善の選択をするべきだとは思いませんか。

私たち議員は57名もいます。一番市民に近い政治家です。市民の声を市長に届け、民意を反

映するために私たちは存在します。実行力がない附帯決議を連発するのではなく、議会として認められない議案は反対する、予算のやり直しを求める、そんな市議会であってほしいと思います。

ここまでの質問、そして、討論を聞いていただいて、今この瞬間、本気でこの北九州市議会の思いを、今の状態を変えていこうと思っていただいた議員の皆様の反対への御賛同を心から願っています。

以上の理由から、日本維新の会はこの附帯決議案に反対いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）次に、52番 村上議員。

○52番（村上さとこ君）緑の風、村上さところ。私たち緑の風は、一般会計補正予算に対する附帯決議に賛成をいたします。

反対討論などもありましたが、私どもはこの物価高騰支援の補正予算を、まず、速やかに成立させた上で、さらに、附帯決議の内容を確実に実行することが必要と考えます。その立場から賛成討論を行います。

附帯決議に示されているように、物価高騰は全ての世帯に影響しています。住民税非課税世帯以外の幅広い支援については、私自身も令和3年、令和4年、令和5年、令和6年と本会議にて要望してきました。質問してきました。市民からの切実な声も届けてきました。全世帯への支援として水道料金の免除も求めてきました。非課税世帯と課税世帯の境界線付近の世帯は、税や社会保険料の負担は増える一方、非課税世帯向けの給付支援や優遇措置の対象外となるため、相対的に手取りが減り、特に経済的に厳しい状況です。家計急変世帯や現役世代、事業者からも支援を求める声が届いています。

事務経費の高さも市民感覚とかけ離れています。市民からは、経費だけで7億円もかかるのなら、その金額を直接市民に還元してほしいという声や、経費コストの内訳も不透明、業務委託と再委託の構造があるのではないかという疑問の声も上がっています。

効率的な事務の検討も必要です。市には、まず、市民や議会の声に真摯に耳を傾けていただきたいです。その上で、もしこの附帯決議が成立した後は、議員と市長と個別に話合いの場を求めます。必要ならこのことを議案に臨時議会を開いてもいいと思います。

会派として附帯決議に賛成を表明し、討論を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

議員提出議案第39号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第50 議案第193号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（武内和久君）ただいま上程されました議案につきまして御説明いたします。

北九州市土地利用審査会委員の任命につきましては、委員5名が本年12月22日に任期満了となることに伴い、この後任として、議案に記載の者を任命するためのものであります。

以上、上程されました議案について提案理由の説明をいたしました。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（中村義雄君）質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第193号については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。本件については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案に同意することに決定いたしました。

次に、日程第51 議員提出議案第40号から、日程第62 議員提出議案第51号までの12件を一括して議題といたします。

まず、議員提出議案第40号から46号までの7件について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、15番 西田議員。

○15番（西田一君）ただいま議題となりました議員提出議案第40号から第46号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第40号、脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書について申し上げます。

脳脊髄液漏出症は、交通事故等を契機に発症し、頭痛や目まいなど多様な症状が生じる疾患です。平成28年からは診断基準に基づくブラッドパッチ療法が保険適用となりましたが、社会的認知はなお十分とは言えません。この疾患については、労災保険では後遺障害等級の認定が多く行われていますが、自賠責保険では適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘があります。そのため、一人でも多くの患者が自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療ができるよう、支援体制の充実が求められています。よって、政府に対し、自賠責保険における高次脳機能障害認定システムと同じように、専門医による脳脊髄液漏出症に係る認定システムの仕組みを構築することなどを要請するものです。

次に、第41号、重点支援地方交付金において地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書について申し上げます。

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため、重点支援地方交付金を創設

し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定の下、地方自治体の取組を後押ししています。重点支援地方交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する実行プログラムとしての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与しています。しかし、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模、内容ともにさらなる充実が求められています。よって、国会及び政府に対し、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援を求め、重点支援地方交付金について、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えることなどを要請するものです。

次に、第42号、軽費老人ホームA型の建替え等に係る財政的支援等を求める意見書について申し上げます。

軽費老人ホームA型は、低額な料金で高齢等のために独立して生活するには不安が認められる者を入所させる施設であり、低所得の高齢者等のセーフティーネットとして重要な役割を担っています。本市には7施設ありますが、いずれも開設から30年以上が経過しており、施設の老朽化は入居者の安全確保の観点からも喫緊の課題となっています。また、平成20年の国からの通知により建て替え後のケアハウスへの転換という方針が示されましたが、本市ではこれまでに転換した事例はなく、その理由として、運営する法人の経営基盤がぜい弱で、内部留保も不足していること等が挙げられます。よって、国会及び政府に対し、軽費老人ホームA型の建て替え等が円滑にできるよう、国による補助制度の創設等の財政支援を行うことなどを要請するものです。

次に、第43号、地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書について申し上げます。

保育所等の公定価格、児童入所施設措置費などについては、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されていますが、本年4月から国家公務員の地域手当が改定されました。今回の改定に伴い、保育所等の公定価格については、本年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされました。一方、児童入所施設措置費などについては、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が行われることなく、本年4月から見直されました。この見直しによって引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保にさらに大きな支障が生じるおそれがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況です。また、本件については、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野からも多くの不安の声が上がっています。よって、政府に対し、今回見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格などについては、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じることなどを要請するものです。

次に、第44号、太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書につい

て申し上げます。

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及しています。しかし、固定価格買取制度開始から13年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎え、大量のパネルのリユース、リサイクル、廃棄の問題が顕在化しつつあり、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務となっています。再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠です。よって、政府に対し、廃棄される太陽光パネルから有用な資源を回収、再利用するため、国として研究開発支援及びリサイクル施設の整備促進を図ることなどを要請するものです。

次に、第45号、上下水道施設更新と強靱化のための抜本的財政支援を求める意見書について申し上げます。

全国各地で整備から50年以上経過している老朽化した上下水道施設や管路が多数存在しており、本年1月に埼玉県八潮市において発生した大規模な道路陥没事故同様の事故が発生する危険性が専門家や関係自治体から指摘されています。現在、地方自治体の事業者は住民の要望に応えるため、老朽化した施設の更新や耐震化などの整備を進め、強じんして持続可能な上下水道事業の実現を目指す必要に迫られています。しかし、整備には多大な経費を要するため、収入増に直結しない施設整備の増加は上下水道事業に大きな影響を及ぼすことになります。このような状況から、政府による上下水道料金の適正化や、企業債残高などの基準を撤廃、緩和し、制度の拡充を図るべきであり、さらに、地方自治体側の民間活力を活用した改革努力を後押しする制度設計も求められています。よって、政府に対し、上下水道施設の更新と強じん化のための抜本的財政支援と、地方自治体の民間活力活用を促す柔軟で実効性ある制度設計を要請するものです。

次に、第46号、核兵器禁止条約への将来的な署名、批准を見据えた環境整備を進めること等を求める意見書について申し上げます。

本年、被爆80年を迎える中、昨年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、核兵器廃絶に向けて大きな転機を迎えております。一方で、核兵器を取り巻く国際情勢は大変厳しい状況にあり、唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器のない平和な世界の実現に向け、核兵器禁止条約の理念と目的を支持し、リーダーシップを発揮することが強く求められています。また、長崎に投下された原子爆弾は、小倉が第1目標であったという歴史的経緯を踏まえると、本市が果たすべき平和への使命は大きなものがあります。よって、国会及び政府に対し、核兵器禁止条約への将来的な署名、批准を見据えた国内外の環境整備を確実に進めることなどを要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、議員提出議案第47号から51号までの5件について、提案理由の説

明を求めます。40番 永井議員。

○40番（永井佑君）ただいま議題となりました議員提出議案第47号から51号まで、一括して提案理由の説明を行います。

まず、議案第47号、国民健康保険制度への財政支援の抜本的拡充を求める意見書についてです。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の重要な一翼を担っており、社会保障の一環として、加入者が安心して適切な医療を低負担で受けられることを目的として制定されたものです。一方、原則として国民健康保険の給付費の約50%は、被保険者が負担する国民健康保険料により賄われており、国保料の算定における応能割と応益割の割合は低所得者にとっては重い負担となり、滞納の原因となっています。さらに、受診の際の重い自己負担が受診を見送る原因となっています。国民の健康、生活を守る観点からも国保料の引下げを求める加入者の願いは切実です。全国知事会、全国市長会及び全国町村会は、国庫負担率の引上げを政府・与党に要望し続けています。国が公費負担を引き上げることで、世帯に属する被保険者数に応じてかかる均等割、各世帯に平等にかかる平等割の負担をなくし、各自治体においては全国健康保険協会と同水準まで負担を引き下げることが可能となります。よって、政府に対し、国民健康保険制度への財政支援の抜本的拡充を強く要請します。

次に、議案第48号、日米地位協定の抜本的改定を求める意見書についてです。

沖縄では、本年1月に成人女性への性的暴行、3月にも別の成人女性へ性的暴行を加えたなどの容疑で、いずれも20代の米兵が書類送検されました。平成7年の少女暴行強かん事件を想起させる深刻な状況となっています。相次ぐ事件を受け、米軍は午前1時から5時まで飲酒目的の施設への立入禁止などを行いましたが、昨年1年間だけでも軍属や家族を含む米軍関係者の刑法犯検挙件数及び人数は過去20年で最多となっており、米軍の自助努力では事件を抑止できていない実態が示されています。背景には、日米地位協定によって米兵や軍属に治外法権的な地位が与えられていることがあります。公務外の事件であっても、米側が身柄を確保していれば起訴まで米側が拘束でき、日本側は逮捕や取調べに大きく制約を受けており、この仕組みが実効的な捜査を妨げ、事件の抑止にもつながっていません。よって、政府に対し、対等な同盟国として、日米地位協定を抜本的に改定するよう強く要請します。

次に、議案第49号、日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書についてです。

被爆者をはじめ市民社会の粘り強い運動によって、2017年に核兵器禁止条約が国際連合で採択され、2021年に発効しました。核兵器の非人道性を踏まえた世界の流れは明確に示され、広島及び長崎への原子爆弾投下から80年を迎えた今、核兵器の廃絶を願う国民の世論は根強く存在します。日本は唯一の戦争被爆国として、憲法第9条に基づく平和国家の立場を貫き、核兵器廃絶の先頭に立つべきです。戦後80年の節目に当たり、アジアへの侵略戦争と植民地支配へ

の反省を明確にし、平和国家としての信頼を回復することが国際社会に対する責任です。とりわけ、被爆者の核と人類は共存できないとの訴えを政治に反映させること、それは日本政府に課された歴史的使命です。よって、政府に対し、速やかに核兵器禁止条約に署名、批准し、被爆国としての責務を果たすよう強く要請します。

次に、議案第50号、非核三原則の法制化と核兵器使用を許さない国際秩序の構築を求める意見書についてです。

高市首相は、台湾有事を日本の存立危機事態に該当し得ると発言を行い、日米共同の軍事行動を自動的に発動させかねない姿勢を示しています。さらに、政府は非核三原則の見直しや核共有の議論を容認し、その根幹である持ち込ませざるを形骸化する危険な動きを強めています。このような動きは、米軍による核兵器の持込みを事実上容認する口実となり、我が国の基地や都市が攻撃対象となる危険を一層高めるものです。よって、国会及び政府に対し、次の事項を強く要請します。1、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませざるの非核三原則を法制化し、将来にわたり揺るぎない国是として確立すること。2、米国との間で結ばれた核密約を全面的に公開し、直ちに破棄すること。3、核使用を辞さない勢力にき然として向き合い、国際法に基づく平和外交を積極的に展開すること。

最後に、議案第51号、軍事費の削減と暮らし優先の予算への大幅な転換を求める意見書についてです。

米や野菜をはじめとした食料品、エネルギー、原材料価格の高騰が長期化し、国民の暮らしはかつてなく深刻です。さらに、消費税や国民健康保険料、介護保険料などの負担増が追い打ちをかけ、高く払えない、暮らしていけないという切実な声が広がっています。長年にわたる低賃金、ぜい弱な社会保障、高過ぎる教育費負担、ゆがんだ税制の上に物価高騰が加わり、国民生活は限界に追い詰められています。しかし、2025年度政府予算では、国民の暮らしに寄り添う姿勢が見られません。軍事費は8.7兆円と前年度比9.4%増、3年前と比べて1.6倍に膨張しており、異常な増加です。軍事費の拡大が暮らし関連予算を圧迫していることは明らかです。平和と暮らしを脅かす軍事費の突出した増大は中止し、内部留保を積み上げ、ばく大な資金力を持つ大企業には応分の負担を求めるべきです。よって、政府に対し、軍事費の削減と暮らし優先の予算への大幅な転換を行うよう強く要請します。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君） 質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案12件については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。16番 田中議員。

○16番（田中元君）自由民主党・無所属の会の田中元です。ただいま上程されました意見書について、会派を代表して、検討に当たって考えていただきたいポイントをお話しさせていただきます。

最初に、はっきり申し上げたいのですが、私たちは核兵器をなくしたいという強い思いを共有しております。唯一の戦争被爆国として、あの惨禍を二度と繰り返してはならない、この決意に異論のある方は、この議場にはおられないと思います。被爆から80年がたち、日本被団協がノーベル平和賞を受賞されました。被爆者の皆さんが長い年月をかけて核兵器の恐ろしさを世界に訴え続けてこられた、この努力が国際社会に認められたわけでございます。本当に頭の下がる思いであります。

そして、北九州市はあの日、小倉が原爆投下の第1目標だったという歴史を背負っています。そうした歴史を踏まえて、北橋前市長の下、平和のまちミュージアムを建設した北九州市は、平和への思いを誰よりも強く持っている町であると確信しております。だからこそ、核兵器をなくすという目標を達成するために、どういった道を選ぶのが一番効果的なのか、その点について誰よりも冷静に、そして、真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。

まず、核兵器禁止条約の限界について考えてみたいと思います。核兵器禁止条約は2017年に国連で採択され、2021年に発効されました。条約の前文にヒバクシャという言葉が入ったことは、被爆者の皆さんの声が世界に届いたあかしであります。しかし、議員の皆さんにお聞きしたい重要なポイントがございます。この条約に核兵器を持っている国が一つでも入っていますでしょうか。答えはノーです。アメリカもロシアも中国もフランスもイギリスも、一国も入っておりません。北朝鮮もインドもパキスタンも入っていないのです。核兵器をなくそうという条約なのに、核兵器を持っている国が誰も参加していない。これで本当に核兵器がなくなるのでしょうか。もちろん、条約の理念はすばらしいと思いますし、核兵器は人道に反する兵器であると国際法で明確にした大きな意義はございます。しかしながら、肝腎の核保有国が動かなければ、実際の核軍縮は進みません。ここに条約の構造的な限界があるのです。

一方で、現実の世界はどうなっているのでしょうか。北朝鮮を見てください。何度もミサイルを発射し、核開発を続けています。防衛省の分析では、既に核兵器を小型化し、日本を攻撃できる能力を持っているとも言われています。中国はどうでしょう。尖閣諸島の周辺で領海侵入を繰り返し、また、軍事力を急速に増強しています。台湾周辺でも軍事活動を活発化させており、いよいよ武力を背景とした威嚇行為、そして、領土的な野心を隠さなくなりました。そして、ロシアは核兵器の使用をちらつかせながらウクライナに侵攻しております。そして、これらの国の核ミサイルの照準は、常に東京をはじめとした日本の各都市に向けられているとも言われています。こういう国々に囲まれている日本がどうやって自分たちの安全を守るのか。現実問題として、アメリカの核抑止力、いわゆる核の傘に頼らざるを得ない状況でございます。

核兵器禁止条約は、核兵器で脅すこと、威嚇行為を禁止しています。つまり、核の傘も否定しています。この条約に参加することは、日本がアメリカの核の傘から外れ、単身で北朝鮮、中国、そして、ロシアの核の脅威と対峙するということを意味します。ここが、きれいごとでは済まない難しいところでもあります。だからこそ、核保有国も含めて参加している核兵器不拡散条約を基盤にして、現実的に一步一步進めていくしかない、これが今の国際社会の現実なのであります。

この意見書では、署名、批准の前に、まず、オブザーバー参加として締約国会議に参加することを求めています。それならいいかという、話はそう単純ではありません。ドイツもオブザーバー参加しているじゃないかという声があります。確かにそうです。でも、ドイツと日本では置かれている状況が違います。ドイツはNATOという大きな同盟の中にいます。周りにはフランスやイギリスという同盟国がいて、複層的な核の抑止力を共有しています。日本はどうでしょうか。すぐ近くに核を持った北朝鮮がいる、中国がいる、ロシアがいる、そして、頼れる核保有国の同盟国はアメリカだけです。石破前総理も、片方では核抑止に頼りながら、片方では禁止するというをどう両立させるのかと国会で述べておりました。これは本当に難しい問題です。

かつて外務省とNGOとの意見交換で、オブザーバー参加しないのは、アメリカとの信頼関係を損ねることを恐れているからかと聞かれ、外務省は否定をしませんでした。その理解で大きく違わないと答えたそうです。オブザーバー参加が我が国の防衛上、重要な日米同盟にどのような影響を与えるのか、その点について慎重な判断が求められるところでもあります。

そんな大きな矛盾を抱える中、日本政府はこれまで何もしていないのかというと、決してそうではありません。ぜひここで知っていただきたいことがございます。日本政府は1994年、つまり30年以上前から毎年国連総会に核兵器廃絶決議案を出し続けています。核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築に向けての取組、これが今の決議案のタイトルです。核兵器を使わないこと、情報の透明化を高めること、被爆の実相を世界に伝えること、こうした具体的な行動を国際社会に呼びかけ続けているのです。

2022年に岸田元総理が提唱したヒロシマ・アクション・プランもこの流れの中にあります。その中で立ち上げた核兵器のない世界に向けた国際賢人会議という取組がございます。核保有国からも非保有国からも、核兵器禁止条約に賛成の国からも反対の国からも、専門家が集まって核兵器のない世界に向けた知恵を出し合う、そういう場を日本がつくっているのです。

2024年、去年の国連総会では、日本の核兵器廃絶決議案は145か国の賛成を得て採択されました。そして、この決議に賛成した国の中に核保有国のアメリカとイギリスが入っています。今年も12月2日に国連総会にて日本の核兵器廃絶決議案の採決がなされました。今年も147か国の賛成で採択されました。残念ながら今回アメリカは棄権となってしまいましたが、イギリスは依然賛成を継続しております。唯一の被爆国だからこそ、日本にしかできない役割があ

る、その役割を日本は30年、地道に果たし続けてきたのです。まさにこうした取組の積み上げこそが一番重要なところであります。

核兵器禁止条約には一切参加しない核保有国が日本の決議には賛成している、これは大きなことだと思いませんか。国連には、核軍縮に関する決議案が幾つも出されます。その中で、日本の決議案が一番多くの国の賛同を得ています。しかも、20年以上にわたって立場の違う国々から幅広く支持され続けています。これが何を意味するのか。それは日本が核兵器禁止条約、核拡散防止条約、それぞれに参加している国々の実質的な橋渡し役を果たしているということです。核兵器禁止条約だけでは核保有国は動きません。また、核拡散防止条約だけでは核廃絶への機運は高まりません。その両方をつなぐ役割を日本が担っているのです。核保有国を巻き込みながら、現実的に核軍縮を進めていく、このアプローチが国際社会で実際に支持を集めている、これは日本外交の大きな成果だと我々は考えています。

残念ながら、こうした取組について、マスコミはあまり報道されませんが、議員の皆さんにおかれましては、この厳然たる事実について改めて胸に刻んでいただきたいと思います。

さて、これまで検討のポイントを御説明させていただきましたが、その上で、我々自由民主党・無所属の会は、この意見書に対し賛成の立場を取りたいと思っています。その理由について御説明いたします。

まず、この意見書は、今すぐ署名、批准しろということを求めるものではないということです。意見書には将来的な署名、批准を見据えた環境整備を進めることとあります。これは逆に言いますと、環境が整うまでは署名できないということも同時に認めているわけでございます。実は、政府も同じことを言っています。岸田元首相は、核兵器禁止条約は核兵器のない世界への出口だと言いました。出口ということは、いつかそこに至るということです。政府も、核兵器禁止条約を永遠に否定しているわけではなく、むしろゴールと位置づけているのです。この意見書が求めているのは、そのいつかに向けて今から準備を進めてほしいということであり、これは政府の立場と矛盾するものではありません。

そして、意見書は、それまでの間、オブザーバーとして参加してほしいとっております。このオブザーバー参加の受け止め方は、我々の中でも議論のあるところではございましたが、いつからの参加を求めるという内容ではないため、政府の対応可能なタイミングで参加するという理解を持って賛同するものであります。

そして、何より訴えたいのは、今このタイミングで声を上げることに意味があるということです。今年で被爆80年となり、被爆者の平均年齢は86歳を超え、直接体験を語れる方がどんどん少なくなっています。そんな中、昨年被団協がノーベル平和賞を受賞したことで、世界が今核兵器の問題に注目をしています。そして、私たちは北九州市議会です。小倉が原爆投下の第1目標だったという歴史を持つこの町の議会であります。この町から核兵器をなくしてほしいという声を上げることに意味がないはずがありません。むしろ、地方議会だからこそ言えるこ

とがあると思います。

国の安全保障政策は国が決めることです。しかしながら、意見書は法律ではありません。これは私たち市民の声であります。外交の現場では言えないこと、政府の立場では言えないこと。それを地方から声にして届ける、それが地方自治法第99条の意見書の趣旨であると考えます。そして、北九州市議会が核兵器をなくしてほしいという思いを発信すること、それは、難しい立場に置かれているにもかかわらず、核なき世界に向けて、できることを精いっぱい頑張っている日本政府の背中を押すことだと断言をいたします。

各会派、議員の皆様におかれましては、本趣旨に御賛同の上、ぜひとも本意見書に賛成の意を示していただきますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

まず、議員提出議案第40号から45号までの6件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第46号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第47号及び48号の2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は、いずれも否決されました。

次に、議員提出議案第49号から51号までの3件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、いずれも否決されました。

次に、日程第63 請願の取り下げについてを議題といたします。

請願第2号については、取下げ願が提出されております。

お諮りいたします。請願第2号の取下げについて、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第64 請願・陳情の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、請願及び陳情の閉会中継続審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のあった請願5件及び陳情64件については、いずれも閉会中継続審査を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第65 所管事務の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、所管事務の閉会中継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のとおり、閉会中継続調査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第66 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元配付の議員派遣一覧表のとおり、1件の議員派遣を決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第67 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、29番 岡本議員、30番 三宅議員を指名いたします。

以上で議事は終了いたしました。

これをもちまして令和7年12月北九州市議会定例会を閉会いたします。

**午前11時29分閉会**

# 総務財政委員会報告書

令和7年12月11日

北九州市議会議長 中村義雄様

総務財政委員会委員長 村上幸一

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

## 1 調査事件

大都市財政の実態に即応する財源の拡充について

指定都市では、社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度、生活環境や都市機能の充実・向上のための財政需要が増加しているが、現状において税制・財政上の措置が十分になされていない。さらに、全国的に多発する大規模災害からの復旧や復興、防災・減災対策や国土強じん化の取組のほか、物価高への対応などに多額の経費が見込まれ、財政運営は極めて厳しい状況にある。

こうした中でも引き続き、緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があり、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限を明確にした上で、適切な財源が措置されることが重要である。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、従前のおり、大都市財政の実態に即応する財源の拡充について指定都市議会と共同して取り組むこととした。

## 2 調査の経過及び結果

○令和7年10月15日 総務財政委員会

指定都市が共同で取りまとめた「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」のおり、指定都市議会と共同で国に対する要望活動を行うことを決定した。

要望に当たっては、令和7年10月8日の指定都市議会の税財政関係特別委員長会議での決定事項に従い、各党派に対する要望活動を行うことを確認した。

また、従来から要望活動に併せて行っている各市の個別要望における本市の個別要望事項を決定した。

### (1) 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」(要旨)

《税制関係》

① 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

ア 税源移譲により、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた

「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていくこと。

イ 地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

② 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

③ 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市への移譲事務について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

④ 個人住民税の一層の充実

市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

⑤ 固定資産税等の安定的確保

ア 固定資産税は、国の経済対策等に用いず、安定的な確保を図ること。

イ 償却資産に対する固定資産税の制度を堅持すること。

ウ 土地に係る固定資産税の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収れんさせる制度とすること。

エ 地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

《財政関係》

① 国庫補助負担金の改革

ア 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

イ 税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。

また、地方にとって自由度が高く活用しやすい制度とすること。

② 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

③ 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

ア 地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行わず、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要などを適切に踏まえ、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。

また、具体的な算定方法を早期に明示することにより、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

イ 地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

#### ④ 地方債制度の充実

ア 緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び脱炭素化推進事業債について、令和7年度までとされている事業期間を延長すること。さらには、恒久的な措置とするなど重点的な支援を行うこと。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的に対策を進められるよう、恒久的な措置とすること。

イ 地方債のうち公的資金について、指定都市への配分を増やすとともに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

### (2) 本市の個別要望事項（要旨）

#### ① 米国の関税措置への対策と支援強化

北九州市には高い技術力により世界経済に直結している企業が多く、米国の関税措置により深刻な影響が出るのが懸念されるため、日本の基幹産業であり、地域産業である自動車、鉄鋼などに対して、資金繰り支援や、販路開拓など企業の成長に資する強力な支援の実施を要望するもの。

#### ② 物価高対策に要する財政措置等

ア 全ての国民、事業者に影響を及ぼす電気・ガス料金等エネルギー価格及びコメを含む食品価格の上昇への対策など、国全体の施策に関わるものは、国の責任において適切に対応すること

イ 国庫補助負担金の対象事業については、その算定基礎において、今後も状況に応じ、時機を逃さず物価上昇分を反映すること

ウ 国の経済対策等に伴う地方公共団体の独自施策に対し、今後も引き続き、地方向けの交付金による財政支援を行う場合は、必要額の確実な措置を行うことを要望するもの。

#### ③ 北九州空港の機能強化・利用促進に向けた支援

ア 滑走路3,000メートル化をはじめとする物流拠点機能の向上に向けた協力

- ・ 3,000メートル滑走路の早期供用の推進
- ・ 貨物機用エプロンの拡張整備の推進
- ・ 新門司沖土砂処分場（3工区）の土地活用への配慮
- ・ 航空機燃料の給油能力増強への支援

イ 旅客、貨物の受入れ体制強化への支援

ウ 航空貨物事業者への着陸料、航空機燃料税等の公租公課軽減の支援を要望するもの。

#### ④ カーボンニュートラルの実現に資する洋上風力発電関連産業をはじめとしたエネルギー産業の総合拠点化に向けた支援

- ア 地域配分を考慮した計画的・継続的な促進区域の指定
- イ 浮体式洋上風力発電設備に対応する施設の検討に係る技術的助言など各種取組への支援
- ウ 九州中国間の送電網強化の早期実現及び風力発電の産業化に貢献し、発展を促す人材育成や地元企業の人材確保につながる取組など本市地域エネルギー政策の推進に対する支援
- エ 港湾脱炭素化推進計画の実現に向けた各種取組への支援を要望するもの。
- ⑤ 脱炭素社会実現に向けた水素拠点形成及びサプライチェーン構築の支援
  - 東田地区の「北九州水素タウン」での実証や、響灘地区の「CO2フリー水素製造・供給実証」など、全国に先駆けた水素プロジェクトを進めてきた市内における水素拠点形成及びサプライチェーンの構築に関する財政的な支援を要望するもの。
- ⑥ 北九州港及び関門航路の整備推進
  - ア 北九州港の整備推進、支援
    - ・廃棄物海面処分場の整備推進に対する支援
    - ・新門司地区複合一貫輸送ターミナルの航路、泊地の整備推進
    - ・社会資本総合整備計画による実施事業推進に対する支援
    - ・西海岸地区岸壁の整備推進（老朽化対策及び耐震化）
    - ・港湾メンテナンス事業及び海洋メンテナンス事業推進に対する支援
  - イ 関門航路の整備推進
    - ・航路水深14メートル化に向けた整備推進
 を要望するもの。
- ⑦ 下関北九州道路の早期実現
  - 地域のニーズや喫緊の課題に的確に答えていくためには、関門橋や関門トンネルと一体となった環状道路網の形成による多重性・代替性の確保が必要不可欠なことから、下関北九州道路の整備促進に向けた財源の安定的な確保を要望するもの。（なお、日本共産党は要望しないこととされた。）
- ⑧ 円滑な価格転嫁による取引適正化、賃上げに向けた環境整備の強化
  - 原油価格の高騰や円安などによるエネルギー価格、原材料価格等の上昇が長期化していることを受け、パートナーシップ構築宣言のさらなる推進、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者に対する指導と監督の徹底、労務費の適切な転嫁による賃上げの機運醸成など事業者に必要な支援の強化を要望するもの。
- ⑨ 首都圏に集中する企業等の地方移転の推進
  - 地方創生の観点に加え、自然災害等の有事の際にも社会経済活動を維持し、国民生活が停滞しないよう、バックアップ拠点の整備が求められていることから、企業及び政府関係機関の地方移転の推進を要望するもの。
- ⑩ 市街地再開発事業等によるまちづくりの推進
  - 小倉の町が持つポテンシャルを活かしたビジネス拠点の形成や、誰もが安心して住み続けられる、安全で快適なまちづくりの実現には、市街地再開発事業

や優良建築物等整備事業等に対する安定的かつ継続的な財政支援が不可欠であるため、必要となる財源の安定的な確保を要望するもの。

⑪ 学校給食費無償化に係る制度創設及び財源措置

ア 自治体間の格差を解消し、公立義務教育諸学校における、すべての児童生徒を対象とした学校給食費無償化の制度創設

イ 給食の質を確保しつつ自治体に負担が生じないよう、学校給食費の無償化を持続的で安定的な制度として実施していくための、国庫補助等による財源措置を要望するもの。

⑫ 学校体育館のエアコン設置に関する財政支援

ア 空調設備整備臨時特例交付金の対象工事費上限額の引上げ

イ リース代等のランニングコストへの補助制度創設を要望するもの。

⑬ いじめ・不登校等の課題への対応支援の強化

ア 不登校児童生徒に対応する教職員配置（教育支援センターや学びの多様化学校に対する教職員の加配措置等）について、必要かつ十分な制度構築や財政措置を講ずること

イ 自治体が多様な学びの機会の確保等を目指して取り組む事業に対し、支援員の配置や地域・大学との連携事業の実施等に係る財政措置を講ずること

ウ いじめ重大事態の調査組織における委員選定が円滑に行えるよう、国が各職能団体に協力を要請すること

エ いじめ重大事態の調査結果の公表範囲や時期について、国が詳細な基準を示すことを要望するもの。

(3) 党派別要望日程

党派	実施日	備考
自由民主党	11月20日(木)	村上幸一委員長出席
公明党	11月19日(水)	村上直樹委員出席
日本共産党	11月25日(火)	永井委員出席
国民民主党	11月26日(水)	宇都宮委員出席
立憲民主党	11月12日(水)	
日本維新の会	11月19日(水)	
社会民主党	11月18日(火)	

## ○まとめ

真の分権型社会の実現には、国と地方の役割分担の抜本的な見直しと、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、税源移譲による税源配分の是正など、地方税財源の拡充強化が必要である。

また、大都市においては、増大する財政需要に対応し、自主的かつ安定的な財政運営を行うため、その実態に即応した税財政制度が確立されなければならない。

議会においても、引き続き、国に対する要望活動を行っていくことが求められている。

# 委員会報告書(写)

(議案)

令和7年12月定例会

## 総務財政委員会

議案番号	件名	結果
第144号	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	可決
第145号	北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	可決
第146号	北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について	可決
第147号	北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について	可決
第148号	北九州市旅費条例の一部改正について	可決
第149号	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決
第164号	公有水面埋立てによる土地確認について	可決
第165号	町の区域の変更について	可決
第166号	当せん金付証票の発売について	可決
第170号	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立男女共同参画センター）	可決
第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	可決

## 経済港湾委員会

議案番号	件名	結果
第157号	北九州市モーターボート競走実施条例の一部改正について	可決
第168号	市有地の処分について	可決
第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	可決
第187号	令和7年度北九州市渡船特別会計補正予算（第1号）	可決
第192号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第5号）のうち所管分	可決

## 都市ブランド教育委員会

議案番号	件名	結果
第152号	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決
第158号	北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について	可決
第159号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について	可決
第160号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について	可決

都市ブランド教育委員会（続き）

議案番号	件名	結果
第161号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	可決
第183号	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市旧九州鉄道本社）	可決
第184号	指定管理者の指定について（北九州市立思永中学校温水プール）	可決
第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	可決

保健福祉子ども委員会

議案番号	件名	結果
第150号	北九州市保健所及び保健センター条例の一部改正について	可決
第151号	児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	可決
第171号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）	可決
第172号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）	可決
第173号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）	可決
第174号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）	可決
第175号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）	可決
第176号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）	可決
第177号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）	可決
第178号	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立到津ひまわり学園等）	可決
第179号	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）	可決
第180号	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）	可決
第181号	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）	可決
第182号	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）	可決
第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	可決
第186号	令和7年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可決
第190号	令和7年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決
第192号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第5号）のうち所管分	可決

### 環境水道防災委員会

議案番号	件名	結果
第155号	北九州市火災予防条例の一部改正について	可決
第169号	芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する協議について	可決
第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	可決

### 都市戦略整備委員会

議案番号	件名	結果
第153号	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決
第154号	北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正について	可決
第156号	北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について	可決
第162号	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6-2）請負契約の一部変更について	可決
第163号	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7-1）請負契約締結について	可決
第167号	市道路線の認定及び廃止について	可決
第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	可決
第188号	令和7年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第1号）	可決
第189号	令和7年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第1号）	可決
第191号	令和7年度北九州市交通事業会計補正予算（第1号）	可決

# 閉会中継続審査申出書(写)

(請 願)

令和7年12月定例会

## 総務財政委員会

請願番号	件 名
第3号	所得税法第56条の廃止について
第4号	インボイス制度の廃止を目指し、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める請願について
第5号	「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める請願について

## 都市ブランド教育委員会

請願番号	件 名
第6号	小・中学校で、全ての学年の20人学級を展望し、子供たちに「ゆきとどいた教育」を求める請願について

## 都市戦略整備委員会

請願番号	件 名
第1号	高齢者や障害者の移動手段の確保について

# 閉会中継続審査申出書(写)

(陳 情)

令和7年12月定例会

## 総務財政委員会

陳情番号	件 名
第1号	「市立市民センター等での市への提出文書収受に関する条例」の制定について
第3号	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組について
第30号	議会棟南側議員駐車場を障害者らに開放することを求める陳情について
第31号	年長者や障害者らに議会棟東側駐車場への駐車を認めていただくことを求める陳情について

## 経済港湾委員会

陳情番号	件 名
第64号	社会的養護経験者の自立支援強化（市営住宅活用と就労支援枠の拡充）について
第67号	国に国民の主食である米の価格統制をすることを求める意見書の提出について

## 都市ブランド教育委員会

陳情番号	件 名
第5号	学力最下位都市脱出について
第6号	不登校児童に対する過剰な安否確認の緩和に関する陳情について
第16号	小倉南特別支援学校の教育環境整備について
第38号	初代門司駅遺構に関して「北九州市文化財保護審議会」に直ちに諮問することについて
第40号	英検3級程度の対外資格を取得した市民及びその親権者に対し市長賞を授与することに関する決議について
第56号	北九州市の文化財保護行政の是正を求める陳情について
第57号	北九州市の文化財保護条例の改正についてのうち第2項
第61号	北九州市立学校におけるムスリム食を含む全ての宗教対応給食の導入禁止について
第66号	北九州市の公立学校でハラル食が実施されることについて
第74号	九州朝鮮初中高級学校への補助金を一昨年までの水準に戻すことと、国に政策の転換すなわち、朝鮮高校生徒も無償化の対象とするよう求める決議を上げること求める陳情について

## 保健福祉子ども委員会

陳情番号	件 名
第8号	児童養護施設における児童虐待等の実態について

保健福祉子ども委員会（続き）

陳情番号	件名
第14号	加齢性難聴者の補聴器購入に助成制度を求める陳情について
第15号	健康保険証とマイナ保険証の併用を求める意見書の提出について
第18号	精神障害者保健福祉手帳の不正取得者への厳格な対応について
第21号	排泄課題を抱える障害者及び障害児への日常生活用具認定に関する陳情について
第33号	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情について
第37号	住民税非課税など低所得者へのエアコン設置費用の助成を求める陳情について
第42号	8020運動「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」の推進に関する決議について
第45号	年長者や障害者に優しい補聴器無償支給等をお願いする陳情について
第51号	北九州市立ユースステーションはシニアも利用できるということを分かりやすい表現で市民に伝えることを求める陳情について
第52号	生活保護利用者の死亡に際して、生存中に利用したおむつ代などの費用を保護費において支給することを求める陳情について
第65号	社会的養護経験者の自立支援強化（市営住宅活用と就労支援枠の拡充）について
第68号	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出について
第70号	介護事業所の維持、介護従事者の処遇改善を求める陳情について
第71号	化学物質過敏症を障害者総合支援法の対象疾病名にするよう国に意見書を提出することについて
第72号	生活保護申請時に求められる、年金調査は全区で委任状提出に統一することを求める陳情について
第76号	厚労省から都道府県知事への通達を受けて、医療機関からPMDAへの副反応報告収集の強化を確認するための陳情について

環境水道防災委員会

陳情番号	件名
第4号	国に対して、対外的情報省を設立、横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書の提出について
第24号	国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することについて
第26号	私有地等の周辺の清掃についての努力義務に関する決議について
第32号	城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物、シティガーデンBONJONOにおいて、厨房排気ダクトに北九州市火災予防条例違反のダクトが施工されていることについて
第35号	（仮称）中井口・高見台商業施設建設に伴う土地土壌汚染について
第54号	北九州空港の特定利用空港選定撤回と自衛隊の飛行訓練中止を国に求める陳情について

### 環境水道防災委員会（続き）

陳情番号	件名
第75号	「地球沸騰」による破局を避けるべく、実際に温室効果ガスの削減を実現できる、画段階的な対策を構想し講じることを求める陳情について
第77号	公共浄化槽等整備推進事業の実施を求める陳情について
第78号	市内でのオスプレイを含む自衛隊機の夜間訓練・低空飛行訓練を行わないことを防衛省などに求める陳情について

### 都市戦略整備委員会

陳情番号	件名
第7号	日本化薬折尾工場跡地の用途変更申請並びに開発許可手続に関する質問と陳情について
第9号	新門司地区における市街化調整区域の撤廃について
第11号	河内温泉・あじさいの湯の早期再開を求める陳情について
第12号	旧クロサキメイトビル跡の一日も早い再生について
第17号	都市計画道路（新町井ノ浦線）の早期建設について
第19号	巨大広告塔の耐震・耐風審査について
第27号	城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物、シティガーデンBONJONOにおいて、新築申請時計画とは異なる（劣る）断熱材の施工が行われていた事実への対応について
第28号	建設費用や点検費用が膨大な横断歩道橋を無くし、年長者や障害者に優しい横断歩道を設けていただくことを求める陳情について
第43号	上藤松6号線の狭あい道路と北九州市の土地行政の諸問題について
第46号	東鳴水二丁目交差点の横断時間延長調整を求めていただく陳情について
第47号	まち美化や衛生上の観点からガードレール清掃を求める陳情について
第50号	特定の私道脇の側溝は市が管理していただくことを求める陳情について
第55号	複合公共施設工事の即時中止と地震・津波の学術的調査と防災対策を行うことについて
第59号	小倉南区若園地区の側溝に蓋を設置して塞ぐことを求める陳情について
第60号	農道の維持管理について
第63号	社会的養護経験者の自立支援強化（市営住宅活用と就労支援枠の拡充）について
第69号	折尾駅南側駅前広場の歴史伝承「線路跡にラインを描く」などについて
第73号	市長及び全職員に対して行政文書について適切な対応を行うように求める旨の市議会の決議について

### 議会運営委員会

陳情番号	件名
第2号	議会審議において、各議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したか分かるようホームページで公開することについて

議会運営委員会（続き）

陳情番号	件名
第25号	北九州市議会傍聴環境の改善について
第41号	市議会委員長の許可を得た上で各委員へ配布された資料について、議事録に掲載することを認めるよう求めることについて
第53号	市議会常任委員会での請願・陳情審査時の議事進行について

## 閉会中継続調査申出書(写)

令和7年12月定例会

委員会名	件名
総務財政委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持続可能な都市経営のあり方について</li> <li>○ 住みやすいまちづくりについて</li> </ul>
経済港湾委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域経済の成長とにぎわいの創出及び農林水産業の活性化について</li> <li>○ 港湾・空港機能（洋上風力発電事業を含む）の強化について</li> <li>○ 公営競技を活用した観光振興と地域貢献について</li> </ul>
都市ブランド教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市の魅力を生かした観光施策の推進について</li> <li>○ 多様性を尊重した教育環境の整備について</li> </ul>
保健福祉子ども委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について</li> <li>○ 高齢者・障害者福祉の充実について</li> <li>○ 人権文化のまちづくりについて</li> <li>○ 「こどもまんなかc i t y」の実現に向けたこども・子育て支援の推進について</li> </ul>
環境水道防災委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模自然災害や火災に備えた防災・減災対策について</li> <li>○ サステナブルシティを目指した取組について</li> <li>○ ライフラインの強化と持続可能な上下水道事業の推進について</li> </ul>
都市戦略整備委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共インフラの適切な維持管理・整備について</li> <li>○ 安全で快適なまちづくりについて</li> <li>○ 交通政策について</li> </ul>
議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定例会及び臨時会の会期日程について</li> <li>○ 議会の運営について</li> <li>○ 議会の会議規則、委員会条例等について</li> <li>○ 議長の諮問について</li> </ul>

## 議員派遣一覧表（令和7年12月定例会）

派遣議員(団体名等)	目 的	場 所	期 間
北九州空港機能強化・利用促進等調査特別委員会 上野照弘、渡辺修一、佐藤栄作、西田一、小松みさ子、富士川厚子、森結実子、山田大輔、大石正信	北九州空港に関する福岡県との連携についての調査研究	福岡市（福岡県議会）	令和8年2月中の1日間

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長            中 村 義 雄

副 議 長        村 上 直 樹

議 員            岡 本 義 之

議 員            三 宅 まゆみ